

仕事と家庭の両立ハンドブック

一般職員版



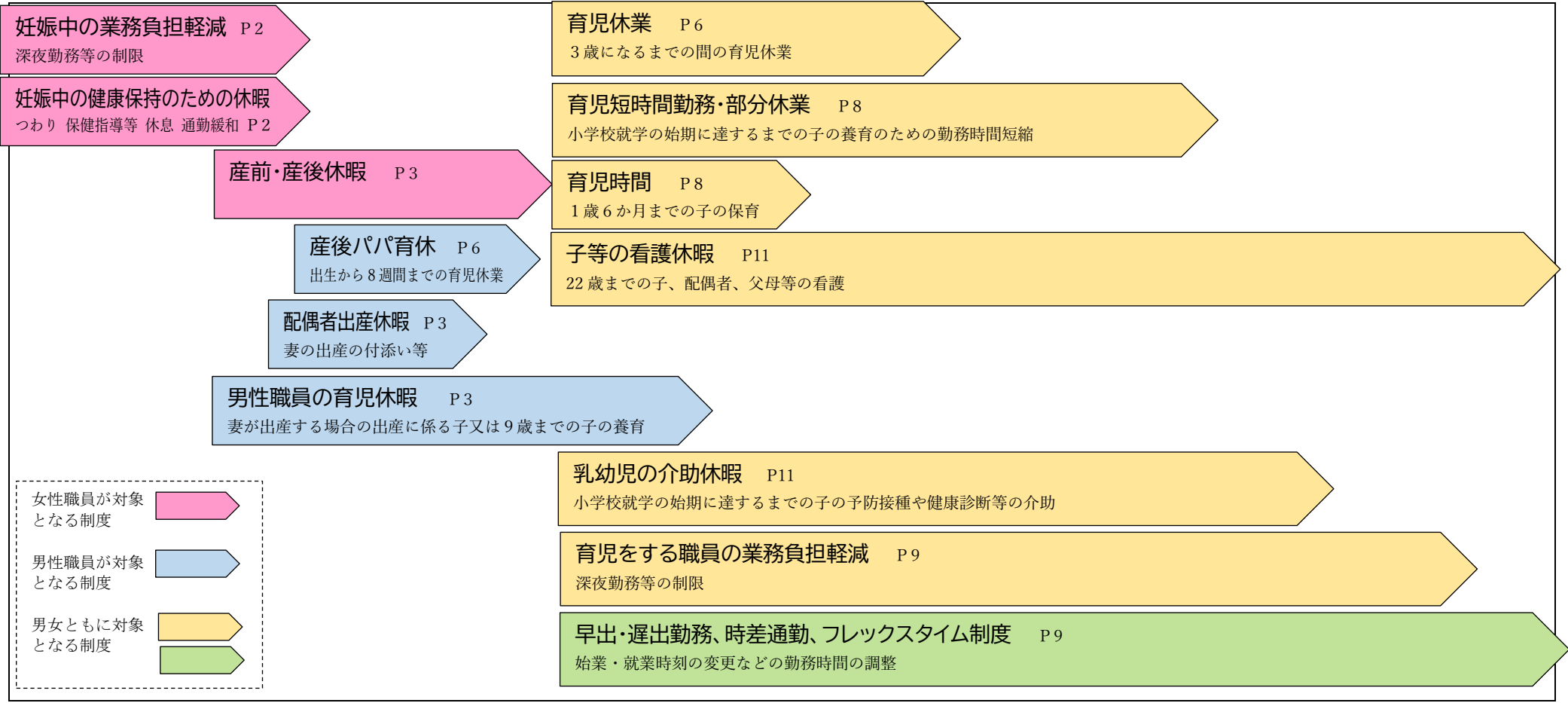
このハンドブックは、岩手県職員のみなさんが、仕事と家庭の両立のために活用できる制度についてまとめたものです。
制度利用の参考として、活用してください！

令和6年4月 改訂
総務部人事課

目次

【仕事と家庭の両立のための制度 ～子育て～】 一覧	1
1 妊娠が分かったら	
（1）育児支援計画シートの作成と所属長との面談	2
（2）妊娠中の業務負担軽減（女性職員）	2
（3）妊娠中の健康保持のための休暇（女性職員） つわり休暇、妊産婦の保健指導等、妊婦の休息时间、妊婦の通勤緩和	2
2 出産前後になったら	
（1）産前休暇（女性職員） <input checked="" type="checkbox"/> 共済掛金の免除	3
（2）産後休暇（女性職員） <input checked="" type="checkbox"/> 共済掛金の免除	3
（3）男性職員が取得できる休暇 配偶者出産休暇、男性職員の育児休暇	3
（4）扶養手当・児童手当 <input checked="" type="checkbox"/> 手当の支給	4
（5）出産費（出産費附加金）・家族出産費（家族出産費附加金） <input checked="" type="checkbox"/> 給付金	4
（6）誕生祝金 <input checked="" type="checkbox"/> 給付金	4
3 育児休業をするとき	
（1）産後パパ育休（男性職員）	6
（2）育児休業	6
（3）産後パパ育休と育児休業の手続き等について <input checked="" type="checkbox"/> 給付金 <input checked="" type="checkbox"/> 掛金等の免除	6
4 職場復帰をしたら	
（1）勤務時間の短縮 育児時間、育児のための部分休業、育児短時間勤務	8
（2）勤務時間の調整 早出遅出勤務、子育て等の個人事情に基づく時差通勤、フレックスタイム	9
（3）育児をする職員の業務負担軽減	9
（4）共済組合の掛金に係る特例等 標準報酬月額の変更	9
（5）その他 職員駐車場の利用拡大、定期人事異動における庁内公募制度	10
5 子どもや家族が病気やケガをしたら	
子等の看護休暇、乳幼児の介助休暇、新型コロナウイルス感染症対策のための特別休暇	11
○育児休業の制度活用事例	12
○育児に関する参考情報	13
○育児支援相談窓口	13
【仕事と家庭の両立のための制度 ～介護～】	
家族に介護が必要になったら	
（1）勤務時間の調整 早出遅出勤務、子育て等の個人事情に基づく時差通勤、フレックスタイム	14
（2）短期介護休暇	14
（3）介護休暇 <input checked="" type="checkbox"/> 給付金	14
（4）介護時間	15
（5）介護をする職員の負担軽減	15
○休暇・休業等概要の一覧	16
○問い合わせ先	18
○付録（給与等影響試算シート、各種様式）	19

仕事と家庭の両立のための制度 ～子育て～



妊娠 出産 1歳 3歳 6歳 9歳

